

復興特区税制（法第37条～第39条）～指定に関する手続き～

①復興推進計画の認定

- ① 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要な事項が記載されている復興推進計画を、特定地方公共団体が単独で又は共同して作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第4条第1項及び第9項）

②認定地方公共団体へ指定事業者の指定の申請

- ② 指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項等を記載した申請書を、認定地方公共団体に提出します。

③認定地方公共団体による指定

- ③ 認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者又は法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は指定要件を満たしているものを指定します。（法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項）

④指定に係る事業の実施状況報告

- ④ 指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に、認定地方公共団体に提出します。（法第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、施行規則第9条第1項、第12条第1項、第15条第1項）

⑤認定地方公共団体による認定書の交付

- ⑤ 認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。（施行規則第9条第2項、第12条第2項、第15条第2項）